

平成19年度商工労働観光部の施策について

岩手県商工労働観光部
部長 阿部 健



昨今の我が国経済は、個人消費が持ち直し、企業の設備投資が堅調な伸びを示しているなど、安定した回復基調にあるほか、雇用情勢の改善も進んでいるとされております。

本県におきましても、個人消費が横ばいの一方、生産が増加基調にあり、雇用情勢も改善傾向にあることなどから、経済状況は緩やかな回復を続けているとされております。

しかし、少子化や若年者の県外への流出に伴う人口減少、経済のグローバル化による地域間競争の激化など、本県の産業経済を取り巻く環境は大きく変化しており、このような社会経済の変化に能動的に対応し、安定的で持続的な地域経済基盤を構築していくことが大きな課題となっております。

このような認識のもと、本年度は、「産業成長戦略」の着実な推進、県北・沿岸圏域における産業の振興、障害者雇用の推進や地場産業の振興等を含む特定課題への対応などを重点課題と捉え、経済の強化と雇用の創出に向けて積極的に取り組んで参ります。

昨年11月に策定した「産業成長戦略」では、地域の大きな可能性を引き出し、産業成長に結びつけるという視点から、10年先を見据えつつ、向こう5年間程度の産業成長のための戦略とアクション・プランを提示いたしました。この中では、ものづくり産業、食や観光を含めた地域資源型産業及び農林水産業の3つの分野で本県産業全体の成長を牽引することとし、そのため、産業界、経済団体をはじめとする多くの県民の皆様と協働して、産業人材の育成、産学官金の連携、企業誘致、就業支援などの取組みを強化していくこととしております。

「産業成長戦略」に掲げる施策を着実に推進するため、商工労働観光部の組織体制を再編し、平成19年4月1日から新体制が発足いたしました。「産業振興課」「科学技術課」「観光経済交流課」を、「経営支援課」「科学・ものづくり振興課」「地域産業課」「観光課」に改組し、1室5課体制から1室6課体制としました。また、ジョブカフェなどの若年者就業者支援を含む雇用対策を一体的に推進するため、総合雇用対策局を廃止し、労政能力開発課に特命参事を新設しました。この新体制で、商工労働観光施策のより一層の推進に向け職員一体となって取り組んでいく所存です。

施策の効果的な展開には、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様のご支援、ご協力や中小企業団体中央会を始めとする産業支援機関との連携・協働が不可欠であります。今後とも、本県産業振興施策の推進にご支援賜りますようお願いいたします。

第 5 2 回 中 央 会 通 常 総 会 を 開 催

～ 中小企業のニーズに対応する中小企業連携組織の専門支援機関として～

本会の第52回通常総会が4月24日（火）盛岡市のホテル東日本で開催された。会員541人中293人（委任状を含む）の出席を得たほか、岩手県知事をはじめ関係各機関から来賓多数のご臨席をいただいた。議事では、上程された全6議案が原案通り、満場一致により可決決定された。新年度の事業計画では、予算総枠抑制の中、巡回指導の強化をはじめ既存組合活性化への支援を強化するほか、新事業展開や新分野進出等の経営革新および企業組合制度を活用した創業支援等を推進する。また、組合法改正に伴う組合ガバナンス機能の強化を図るとともに、チャレンジ型企业活動への迅速かつ的確な支援、雇用の確保及び創出に努め、その事業実施にあたっては、関係機関との緊密な連携のもと、コーディネート機能を発揮するとともに、より効果的な事業活動の展開を図る方針となっている。



重 点 項 目

1．課題発掘の徹底

巡回指導の手法を見直し、課題発掘に努め、課題別対応・提案により組織の活性化を図る。また企業別の課題についても個別に解決に取り組む。

2．既存組合活性化への支援強化

企業の多角化・新分野進出等、組合員企業の新たな事業展開による業態変化に呼応した新たな共同事業の実施が必要な組合に対して、ニーズを的確に把握した共同事業が展開されるよう支援・指導を行う。

3．経営革新の推進

組合員企業が経営環境の変化に対応して、新製品開発・新役務提供等の新事業活動を行う際、経営革新の認定を受けられるようその実施方法・計画の策定等について支援する。

4．新連携への取組強化

異分野の中小企業同士が技術・ノウハウの摺り合わせを通じ強みを相互補完し、市場ニーズに即応した高付加価値製品・サービスを創出する「新連携」が重要になっている。これに対応し連携組織の発掘～市場化に至るまでの継続支援のほか、産学連携・販路先との連携による新市場開拓の支援強化を図る。

5．企業組合の設立促進

創業組織としての企業組合制度を活用した設立を促進するとともに、立ち上がり期の事業活動が円滑に展開されるよう支援する。

6．組合再生及び組合員企業への支援強化

社会経済環境の変化に伴い、組合を含む中小企業の高度化・多様化するニーズに対して専門のセクションを設置し、組合・企業の再生支援を展開する。

事業計画の概要（抜粋）

1．組合等の指導事業

(1)巡回指導 (2)相談業務 (3)改正組合法普及円滑化対策事業 (4)個別専門 (5)特定指導

2．既存組合活性化支援

(1)組織活動新展開支援事業 (2)連携組織円滑化支援 (3)ミニ診断 (4)組合等活性化支援プロジェクト (5)若手経営者等連携促進育成

3．中小企業経営革新支援事業

4．新連携等への取り組み強化

(1)新連携等事業ステージ支援 (2)地域資源活用促進モデル開発

5. 新規組合の設立促進

6. 組合活動等の支援事業

- (1)活路開拓調査実現化事業 (2)自主研修 (3)Web 構築支援 (4)組合等情報ネットワークシステム等開発
(5)研究集会

7. 組合等に関する交流及び研修事業

- (1)役職員等講習会 (2)特定問題研修会 (3)特定問題研究会 (4)中小企業組合士交流会

8. 組合等に関する調査・情報提供事業

- (1)労働事情実態調査 (2)景況調査 (3)情報連絡員制度 (4)機関誌発行 (5)組合資料収集加工事業
(6)官公需に関する情報収集・提供

9. 組合等の振興対策事業

- (1)中小企業団体岩手県大会の開催 (2)金融対策
(3)労働対策 (4)各種共済制度普及促進

10. 受託事業

- (1)地域雇用開発活性化事業 (2)一関市成功店モデル創出波及事業

第6回 岩手県中小企業振興奨励賞表彰

第52回通常総会において、『岩手県中小企業振興奨励賞』の表彰式を行った。この奨励賞は、第52回中小企業団体全国大会の岩手県開催を契機に設置された中小企業振興基金を活用し、県内中小企業の発展に寄与した組合に与える表彰制度で、今年で第6回目を迎えた。

表彰の対象となるのは、社会貢献、環境・エネルギー、新事業創設、後継者育成、中小企業の振興等の分野の中から特に顕著な取り組みを行った本会の会員組合で、今回は以下の2組合を表彰した。

受賞組合	協同組合矢巾商業開発
	
理事長	昆 卓 二
主な共同事業	共同店舗の設置・管理運営
受賞理由	共同店舗開店以来、顧客に喜ばれる活力ある店舗を目指し各種広告・イベント事業等にも積極的に取り組み、地域住民から絶大な信頼を得た功績による。

受賞組合	協同組合湯本商店会
	
理事長	柳 沢 安 雄
主な共同事業	共同購買・共同宣伝
受賞理由	地域観光資源(食・温泉・俳句等)を活かし、観光客誘致を図るなど、組合事業を通じ地域の活性化・街づくりに大きく貢献した功績による。

総会議事録・理事会議事録

総会及び理事会議事録の記載事項が、会社法の規定に合わせて整備されました。

総会議事録・理事会議事録に関する定款例とともに新様式を紹介します。

新様式の総会議事録、理事会議事録は、既に施行されていますので、新様式にて作成してください。ほとんどの組合においては、総会議事録・理事会議事録に関する定款変更がなされておきませんが、逐次総会にて定款変更決議を行い、行政庁への認可申請を行って下さい。

監事に対して業務監査権を与えるか否かにより、総会議事録・理事会議事録に関する定款記載が変わってきますので、組合にて監事の権限を決定して下さい。なお、現在の定款では、監事の権限は、会計監査のみの権限とみなされます。そこで、今回は監事の監査権限が会計監査に限定されている場合の記載例を紹介します。

1, 総会議事録

定款例（総会議事録）

第 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決件数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

.....

平成 年度 総会議事録

協同組合

- 1. 総会の種類 第 回通常総会
- 2. 招集年月日 平成 年 月 日
- 3. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成 年 月 日 (曜日) 午後 時
 - (2) 開催場所 会館 第 4 会議室
岩手県盛岡市内丸 番 号
- 4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数
 - (1) 理事数 人、監事数 人
 - (2) 出席理事数 人 (次ページ注1)
出席監事数 人 (")
- 5. 組合員数及び出席組合員数
 - (1) 組合員数 人
 - (2) 出席組合員数 人 (本人出席 人、委任状出席 人、書面出席 人) (次ページ注1)
- 6. 出席理事の氏名
、
- 7. 出席監事の氏名
、
- 8. 議長の氏名

9. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

10. 議長選任の経過

定刻に至り司会者 開会を宣し、続いて代表理事（理事長） が挨拶した。司会者から本日の第 回通常（臨時）総会は定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げたのち、議長の選出についてはかったところ、満場一致をもって が議長に選任された。続いて議長から挨拶ののち、議案の審議に入った。

11. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第1号議案 年度事業報告及び決算関係書類承認の件

議長は、 に内容を説明させた。続いて監事 から、会計に関する書類は、綿密に調査したところ、法令に照らしいずれも妥当であることを認めた旨の報告がされた。議長はこれを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第2号議案 年度事業計画案及び収支予算案の件

議長は、 に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り可決決定した。

（以降各議案）

以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議 長 印

出席理事 印

出席理事 印

出席理事 印

注1)委任状、書面、インターネット、テレビ、電話等により出席した場合は、その出席方法を記載

注2)議事録の備置き

主たる事務所：10年間。従たる事務所：5年間（ただし、その議事録が電磁的記録で作成されている場合であって、従たる事務所ですべてこれを表示できるようにしてある場合には、議事録の写しを備えおく必要はない。）

2. 理事会議事録

定款例(理事会の議長及び議事録)

第 条理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

- (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
 - (11) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合。
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 組合が、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には次に掲げる事項
 - 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容
 - の事項の提案をした理事の氏名
 - 理事会の決議があったものとみなされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - 理事会への報告を要しないものとされた日
 - 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

.....

第 回理事会議事録

協同組合

- 1 . 招集年月日 平成 年 月 日
- 2 . 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成 年 月 日 曜日午前 時
 - (2) 開催場所 本組合事務所内会議室
岩手県盛岡市内丸 番 号
- 3 . 理事・監事数及び出席理事・監事数
 - (1) 理事数 人、監事数 人
 - (2) 出席理事数 人（前ページ注1、但し委任状出席は除く）
出席監事数 人（ " 、 " ）
- 4 . 出席理事の氏名
、
- 5 . 欠席した理事の氏名
、
- 6 . 出席監事の氏名
出席者がいる場合 、
出席者がいない場合 出席監事はいない
- 7 . 出席組合員の氏名
出席者がいる場合 、
出席者がいない場合 出席組合員はいない
- 8 . 議長の氏名
- 9 . 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当者がいる場合 第 号議案について

該当する理事がない場合 該当する理事がない
10. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

理事 から、本日の理事会は定足数を満たしているので適法に成立する旨告げたのち、
理事長 が議長となり審議に入った。

第 号議案 平成 年度通常総会への提出議案について
議長は、 に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り可決決定した。

（以降各議案）

以上ですべての議案の審議を終了したので、午前 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長理事	印
出席理事	印
出席理事	印
出席理事	印

.....
1) 監事の出席

監事の権限が会計に関する監査に限定されている組合（現段階では全ての組合）には、理事長が監事に対して理事会の招集通知を発する義務や監事が理事会へ出席し、理事会の議事録への署名又は記名押印する義務はない。しかし、実際に出席した場合には、理事会議事録への署名又は記名押印が必要である。

2) 記名押印を行ってください

議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならないと明示された。従って、出席理事が署名するか、記名押印するかは、任意に選択することができることとなった。しかし、登記に関しては改正後も商業登記法が準用され、商業登記規則が適用されており、従来どおり、代表理事の登記等の際には、同規則に基づき記名押印が求められる。よって、**理事会議事録へは署名ではなく記名押印を行うことが登記申請に際し便宜である。**

組合に関する許認可等が一部の市町村に権限委譲されます

平成19年4月1日から、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」が一部改正され、「中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律」に係る事務についても一部の市町村へ移譲されました。対象市町、対象となる組合につきましては、岩手県からすでに文書にて連絡済みです。

該当する組合におかれましては、今後の手続き等ご注意ください。

1, 委譲先市町村（3市、3町）

宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町

2, 対象組合

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会で、地区が一の市町村の域を超えないもの（地区が単一市町村）

企業組合

（主たる事務所が、宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町にある）

協業組合

（主たる事務所が、宮古市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町にある）

3, 権限委譲内容

組合設立認可	定款変更
決算関係書類	役員変更届

【人事戦略】×【人材確保】強化セミナー開催

岩手労働局からの受託事業「2007年問題対応 U・I ターン事業」の一環としましてもものづくり企業の方々を対象に、去る3月19日(月)北上市のホテルニューヴェール北上にて標記セミナーを開催しました。

セミナーでは、第1部人事戦略セミナーとして天理大学人間学部教授の井戸和男氏より、第2部人材確保セミナーとして(株)リクルート東北支社ゼネラルマネージャーの浪木克文氏よりそれぞれお話しいただきました。

【第1部】人事戦略セミナーでは「“企業は人なり”人の育て方・活かし方」と題し井戸講師より、講演いただきました。井戸講師は、企業を取り巻く社会経済の変化等による雇用の変化として、企業間競争の激化・経済のグローバル化の進展により、終身雇用や年功序列等の日本の人事が崩壊し、それに追従するように人件費の抑制も進んだことを挙げました。しかし、最近はまだ変化が起き始め、現在は人間尊重に移るはざまの段階にあると分析。自己実現だけでなく他人の役に立つという“他己実現”により働きがいが生れていると表現されました。



井戸和男氏

人の育て方のポイントとしては、やる気の出させ方として

「ありがとう」という言葉を使うこととその言い方・態度が重要であると話されました。また、最近良く聞かれる社会人基礎力や人間力として、中でもチームワーク力・考え抜く力・行動力が必要と説かれました。

そして、人の活かし方のポイントとして、部下に対しては、部下のできることにちよっと難しい仕事を任せ、部下が「自分は信頼(信用)されている」と思わせることが大事で、その仕事失敗したときの責任までは移譲してはいけないと話された。

井戸先生のご講演は、ユーモアたっぷりにご自身の回りでの様々なエピソードを交えながらの情熱的なお話しでした。

【第2部】人材確保セミナーでは「どうすれば優秀な人材確保ができるのか」~人材採用成功のポイント~と題し浪木講師より、求める人物像の考え方や、転職希望者についての概要、および具体的な面接での質問ポイントについてお話しいただきました。

まず人物像についての考え方として、企業が人材を募集するときには、求める人物像を「スペック」(資格・学歴・能力等)と「タイプ」(考え方・価値観等)の2つの項目で考えることが必要で、さらに2つの項目で絶対必要な「MUST」とあったほうが良い「WANT」に分けて考えなければいけないと説明がありました。



浪木克文氏

また、転職希望者の概要として、現在の人材マーケットに

ついては、新卒者の3割が入社3年以内に転職しているいわゆる第2新卒者のマーケットがあること、そして転職希望者が就職活動を行うにあたって一番初めにネットの求人サイトを検索することから行動している事実があることを話され、人材募集ではインターネットははずせないと説かれました。

インターネットでの人材募集での大事なポイントは、求職者が会社を選ぶ基準は会社規模の大小やネームバリューではなく、その会社を身近に感じられるか、やっていけそうかを一番に考え選択するので、求人側では、親しみを持ってもらうため、良いイメージを持ってもらうため、どのように自社をアピールするかを考えたうえでサイトに掲載することであることでした。

最後に求職者を面接する際の具体的な質問例を挙げ、そこから何がわかるか説明いただきました。以下にご紹介します。

質問例 幼少から高校までどんな子だったか。映像が頭に浮かぶぐらい聞き、特に一番うれしかったことを聞いてみる。その人物のモチベーションリソース（動機の源泉）がどこにあるかがわかる。

質問例 なぜその学校を選んだか理由を聞く。価値観や主体性、他責でないかがわかる。

質問例 アルバイトでの経験、そこでの創意工夫について聞く。残した実績のレベル。どれだけ主体的に関わったか、努力家か一匹狼かわかる。

質問例 つらかったこととそれをどうやって乗り越えたか 辛いことへの考え方

質問例 2つ・3つの質問をあわせてしてみる 頭のよさが分かる。普通1つ目の質問には答えられるが、3つに答えられるとかなり頭は良いと思われる。（事例の一部のみ記載）

浪木講師のお話では、優秀な人材の確保には、人材のターゲット・企業戦略を明確にすることと、募集にはインターネット活用が不可欠との結論が導き出されました。

現場力強化セミナー開催

「2007年問題対応U・Iターン事業」の一環としまして、ものづくり企業の従業員等の方を対称に、去る3月23日（金）北上市のホテルニューヴェール北上にて標記セミナーを開催しました。

テーマは「『本物の5S』と『見える化』の実践展開法」と題し、西沢技術士事務所所長で技術士・中小企業診断士等の資格をお持ちの西沢和夫氏に講義いただきました。

西沢講師からは、「本物の5S」と「見える化」の必要性とその実践方法、その後のマンネリ化対策まで、3時間30分みっちり講義いただきました。以下にポイントを記述します。

【「本物の5S」の定義】

整理（反意語：無理）：要るものと要らないものに区分して要らないものを処分すること

ねらい：不要物や職場のムダをなくす

整頓（反意語：ムラ）：要るものを定置すること

ねらい：モノ探しと運搬のムダをなくす

清掃（反意語：無駄）：身の回りのモノや職場の中をきれいに掃除し、点検すること

ねらい：清掃のムダをなくす

清潔（反意語：不潔）：整理・整頓・清掃を徹底することでいつ誰が見ても、誰が使ってもスッキリとしたムダが無く職場を維持・改善すること

ねらい：改善の不徹底によるムダをなくす

躰（反意語：放置）：職場ルールや規律を徹底し守ること

ねらい：ルールを守らないことによって発生するムダをなくす

【「本物の5S」導入の3原則】

1 トップが本気で率先する 抵抗勢力が出にくい。

2 全員参加で進める

3 オンタイム（勤務時間内）活動

時間外にすると出来る時しかやらなくなる。



【「見える化」の進め方】

「整理の見える化」：要品と不要品の基準を明確にする

「整頓の見える化」：定置（置場・置き方が決まってい
表示がある）で管理する

「清掃の見える化」：清掃ルール表を作成し、清掃分担を明確化

「清潔の見える化」：整理・整頓・清掃を維持すること。チェックポイントを決める。

「躰の見える化」：あ・じ・か・げん の実行が基本。改善アイデアへとつなげ、アイデアは5S実施計画書に実施方法を明記する。（あ：あいさつ、じ：時間・時刻、か：考える・改善する、げん：現場・現物・現実（三現主義））

最後に「本物の5S」と「見える化」を徹底活用し、それに加え標準化、ムダとり、多能化、改善をしっかりと導入することで儲かる工場づくりにつながると締めくくられた。

「2年後にせまる改正卸売市場法施行に向けた組合の対応と方向性を探る」

平成18年度に盛岡青果商業協同組合は、本会の指導事業である「組織活動新展開支援事業」を活用し、平成21年度に施行する卸売市場法改正における「市場委託手数料の自由化」がもたらす、本組合への影響が多大であることが予測されることから、その状況・仮説を設定し、研究・検証することを目的として、組合執行部を主体に委員会を結成、専門家委員に中企業診断士の小野寺毅氏、また本会職員も委員に加わり、委員12名、事務局3名の計15名により、検討を重ね実施しました。

以下、その取り組みの概要についてご紹介します。

・研究項目

1、法改正による市場を取り巻く状況の予測

昨今、品物の市場経由率の低下が課題となっていることに加え、平成21年度施行する「市場委託手数料の自由化」により、他の市場との間で手数料の引き下げ競争を招くことが予想される。

これにより、品物の市場取り扱い数量並びに品種の供給が不安定となりかねない状況となり、ひいては市場運営そのものが脅かされることにも繋がる。

2、1による本組合への影響

組合員が市場で取り扱う品物の買い付けの際に、買い付け代金の代払事業を共同事業として行っており、組合員への貢献度も高いものとなっている。

しかも本事業は共同事業の最大の柱であり、組合の主な収入源となっていることから、前記1の状況になった場合に想定されるのが、
；組合員が希望どおりに買い付けができないことによる店頭での品薄。
；
により組合の代払事業実績の低下により、収入減による組合運営逼迫。

以上の2点が本組合への主な影響として考えられる。

3、本組合としての課題

前記1と2について更に掘り下げ、代払事業の課題明確化のための実績シミュレーションを行うと共に、組合員からの視点で法改正による影響と組合事業の課題を抽出すべく、組合員(3業態7名)へのヒアリングの実施による意見・要望等の聴取を実施し、各組合員の置かれている状況の相違に起因した組合に対する考え方の違いが、より具体的に把握できた結果となった。

以上から得られた課題として、大きくは下記の2点である。

組合事業の見直しについての検討(代払事業、購買事業、その他の事業の必要性)

組合経費への投資効果を含めて、組合費(賦課金)の見直しについての検討

・今後の取り組み

1、組合員のための組合であるために

本組合を構成する組合員間においては、組合設立以来の社会経済環境の変化に起因して、事業規模や事業形態が多様化し、組合員個々の位置付けに違いが顕れてきている。組合は今後、いかにしてより組合員のための組合であるべきか。

2、組合員自身による事業戦略

現状で、組合員個々が自身の位置付けを明確化し、さらに将来を視野に新たな戦略を構築することなど、組合員が自身の商売について再考する時期に来ていると考えられる。

3、19年度以降へ向けて

組合は、組合員の事業の活性化と福祉の向上に資するための施策を計画し、組合員を支援することが事業の本筋と考えられる。

従ってその支援施策を計画するためには、組合員による組合員のために必要な施策の提言が基本になることから、組合及び組合員間での多種多様な施策の提言を検討し、それらの中で優先度の高い事業を行う事が重要であることから、今後も更に組合一体となった検討を継続していくこととする。

市場委託手数料とは

現在は、出荷者(生産者)が市場に品物を預けて(委託)セリ等でさばいてもらいます。その際、売れた額に対して法律で決められた手数料率(野菜8.5%、果実7.0%)による手数料を市場会社へ支払います。

これが自由化されると出荷者は手数料率の低い市場へ品物を預ける事等が想定されます。

【新事業活動支援事業補助金公募】

平成 19 年度中小企業等新事業活動支援事業費補助金の公募について（岩手県補助）

岩手県では、新事業に挑戦する創業者や経営の革新に取り組む中小企業者を対象に、事業に要する経費の一部を補助する中小企業等新事業活動支援事業費補助金の公募を開始いたしましたので、ご案内いたします。

なお、前年度とは異なり、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合においても当事業の補助対象者となりましたので、有効にご活用いただくとともに、傘下組合員企業の方々へもご周知下さいますようお願い致します。

【事業概要（抜粋）】

1．事業目的

本事業は、優れた技術やビジネスアイデアをもとに新事業の創出に挑戦しようとする創業者や、中小企業新事業活動促進法に基づき、県知事から承認を受けた経営革新計画により新たな事業活動に取り組む中小企業者を支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2．補助対象者

この補助金は、県内に主たる事務所を有し、新規性、成長発展性のある新事業活動に取り組もうとする次の事業者等を対象とします。

(1) 新規創業枠

独自の新しいビジネスアイデアをもとに地域経済の発展への貢献が期待される事業に取り組もうとする、次のいずれかの方

創業から3年以内の中小企業者等

補助金交付契約日より6か月以内に創業予定の者

(2) 経営革新枠

設立から3年以上の事業実績があり、経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

3．補助の内容

(1) 事業期間

補助金交付契約締結の日から、原則として平成20年2月29日まで。ただし、計画的に事業を継続し、その発展をめざす場合、最長3年は連続して補助金の交付申請を行うことができます。

(2) 補助金額

補助金限度額 500万円。ただし、補助対象と認められる経費の1/2以内の金額（販路開拓費のうちマーケティング調査費のみ1/3以内）。

(3) 補助対象経費

経費区分	内 容	備 考
新商品・新技術・新役務開発費	機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕費 ・原材料費 ・外注加工費 ・検査分析費 ・技術開発等の指導に伴う専門家謝金 ・専門家旅費又は社員旅費 ・研修受講料	機械装置又は工具器具は、商品開発に係るものが対象であり、生産設備は補助対象外です。
販路開拓費	広告宣伝費 マーケティング調査費（販売代行を含む） ・展示会等出展経費 ・販路開拓に伴う専門家謝金 ・専門家旅費又は社員旅費 ・研修受講料	広告宣伝費の対象経費は、次のとおりとします。 ただし、広告宣伝費のみの事業計画は対象とはしません。 a 新事業の販売促進のための広告宣伝費（ただし、県内のみの取組みは補助金限度額50万円） b 展示会出展等のための専用パンフレット等の製作費 マーケティング調査費は、補助率1/3

人材養成費	・技術開発等に従事する人材の養成に伴う専門家謝金 ・専門家旅費又は社員旅費 ・研修受講料	
開業準備費	・既存建造物改装費又は看板設置費 ・什器備品購入費（据付費用を含む）	「新規創業枠」のみ対象で、開業準備費に係る補助金限度額は50万円
その他特に必要と認められる経費		

次に掲げる経費は、補助対象とはなりません。

人件費

事務用消耗品費

ホームページ開設費

4. 申請方法

(1) 公募期間 平成19年4月27日（金）～平成19年5月28日（月）必着

(2) 提出書類

申請書類（共通）	応募申請書（様式） 補助金申請額内訳（様式別紙1） 申請者概要書（様式別紙2） 新事業活動計画書（様式別紙3） 事業費の裏付け書類（見積書等） その他事業内容を説明するために必要な書類 ~ については、電子媒体(FD等)でも提出のこと。 ~ の様式は、岩手県（経営支援課）のホームページからダウンロードできます。 http://www.pref.iwate.jp/~hp0403/ 様式のダウンロードが出来ない際には、下記申請窓口、または、本会までお問い合わせ下さい。																																		
添付書類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別 印に該当する関係書類を提出すること。</th> <th colspan="2">新規創業枠</th> <th colspan="2">経営革新枠</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定款の写し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直近3カ年の決算書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直近の決算書（既に創業済みの方のみ）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業に必要な許認可等の取得が確認できるもの 又は、取得が見込まれることを証するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別 印に該当する関係書類を提出すること。	新規創業枠		経営革新枠		法人	個人	法人	個人	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し					定款の写し					直近3カ年の決算書					直近の決算書（既に創業済みの方のみ）					事業に必要な許認可等の取得が確認できるもの 又は、取得が見込まれることを証するもの				
種 別 印に該当する関係書類を提出すること。	新規創業枠		経営革新枠																																
	法人	個人	法人	個人																															
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し																																			
定款の写し																																			
直近3カ年の決算書																																			
直近の決算書（既に創業済みの方のみ）																																			
事業に必要な許認可等の取得が確認できるもの 又は、取得が見込まれることを証するもの																																			

(3) 新事業支援機関の評価

申請には、本会など新事業支援機関による新事業活動評価調書の作成が必要となります。申請の際には、公募期間内に余裕をもって本会に御連絡ください。

(4) 申請窓口

申請者の所在地により、次のいずれかの窓口となります。

県庁経営支援課（県南広域振興局の担当区域以外の区域）

県南広域振興局経営企画部産業振興課（花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町）

5. 問い合わせ先

上記、申請窓口または中央会市場開発部

【組合運営Q & A 商業統計調査のご案内】

～ 組合Q & A ～

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 19年度の税制改正により減価償却制度が見直されたそうですが、19年3月期決算の減価償却費の計算方法に影響はあるのでしょうか？

A, 19年度の税制改正では減価償却可能限度額及び残存価額が廃止されましたが、平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、従来の償却方法により償却可能限度額(95%)まで償却する仕組みが維持されています。但し、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度(平成19年4月1日以降に開始する事業年度に限る)以後において、次の算式により計算した金額を償却可能限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却することができます。

【算式】

$$\text{償却可能限度額} = (\text{取得価額} - (\text{取得価額の}95\% \text{相当額}) - 1円) \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

19年4月1日以後に取得をした減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できるようになりました。但し、法定耐用年数の一部や償却限度額の計算方法が変更されていますのでご注意ください。詳しくは、最寄の税務署へお問い合わせください。

商業統計調査にご協力を！あなたの調査票が貴重です！

調査票の「秘密」は守られます！

6月1日現在で、平成19年商業統計調査が全国一斉に行われます。調査の対象は、卸売・小売業を営む全国の全ての事業所(店舗)です。

商業統計調査は、事業所を業種別、規模別、地域別、業態別、立地環境特性別などに区分し、商業事業所の分布状況や販売活動などの実態を明らかにすることを目的としています。

調査の結果は、国や都道府県、市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化などの施策を進めるうえでの重要な基礎資料として、多方面で利用されているほか、個々の事業所が経営指針を作る際にも役立っています。

この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査であり、提出された調査票を、統計上の目的以外に使用することはありません。

5月下旬に調査員が調査票の記入のお願いに、各事業所を訪問いたしますので、ご協力ください。なお、疑問や不明な点がございましたら、最寄りの市区町村の商業統計担当課に直接お尋ねください。





景況感は総じて低迷 (平成19年3月)

全体の概要

3月に入り冬型の気候に逆戻りしたため、商店街や小売業の多くは、季節商品の売上が低迷を続け、収益が悪化するなど非製造業を中心に景況感の悪化が目立った。また、製造業の多くもコストダウン要請や原材料価格の高止まり等により収益の悪化が懸念または発生している。全体の景況DI値は42で先月より5ポイント悪化し、3ヶ月連続の悪化を示した。昨年同月値33と比べても9ポイント悪化しており、県内中小企業の経済環境は総じて厳しい状況で推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

新年度を目前にして、お店毎に売上増の対策をこらしている。学校給食関係では受け持ち校の配分も漸く終わり、1学期開始に備えている。

漬物製造業

1・2月の売上低迷期の回収が、手形などの支払い期限の関係で3月になるため、資金繰り悪化の月であった。また、食品添加物・包装資材の値上げ要求が多くあり、実施が4月となる。

木材・木製品製造業

原木素材不足が、表面化している。今後、業界全体での対応が不可欠の状況となっている。

窯業・土石製造業

平成18年度の出荷量は前年比5%の伸び率ではあるが、この増加も盛岡以南の内陸部に集中し、県北、沿岸北部は依然として停滞気味である。

一般機器製造業

前年同月と比べると売上高減少、販売価格低下、材料費の高騰等悪条件が重なっているが、全体的(総合的)には好景況であると感じる。

各種商品卸売業(矢巾町)

団地内(19年)地価公示標準地価格の下落(m²当たり4.3~4.5%)により、担保価格(評価)が問題となります。

商店街(一関市)

業況についてはイオンスーパーセンターの2月オープンで、商店街への来客が減少している。3月は1年の中でも、期待できる月にも拘わらず、総じて低調であった。

各種商品小売業

2月の暖冬から一転して3月は寒い日が続く、客足が鈍っている。

建物サービス業

委託料の額は、官公庁は下げ止まりの感があるが、人件費の割合が収益を圧迫し、会社の状況は相変わらず苦しい。

板金工事業

年度末に入り、公共工事がほとんど終わり、民需で、なんとか稼働している状況です。材料の高騰が続いている中で、受注金額が上がらなくても、無理無駄の無い様作業効率を上げ、春が来るのを待つ状況です。

前年同月(平成18年3月)との数値の比較

18年3月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	4	7	8	2	9	8	1	13	5	3	10	6
非製造業	10	14	14	1	22	15	0	31	7	2	18	18
計	14	21	22	3	31	23	1	44	12	5	28	24

DI値 33

19年3月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	3	13	6	1	17	4	1	19	2	2	12	8
非製造業	5	14	19	0	20	18	0	32	6	0	19	19
計	8	27	25	1	37	22	1	51	8	2	31	27

DI値 42

【組織化動向】

八幡平市清掃事業協同組合 西根・安代・松尾の清掃事業者が、市町村合併により八幡平市が誕生したのを契機に事業協同組合を組織。それぞれの組合員が持つ強みとネットワークを活かして経営の合理化を図り、広域での受注活動を目指す。	住 所	八幡平市大更第 18 地割 88-140		
	TEL	0195-75-0240		
	理事長	田村信也	出資金	100 万円
	設立認可	H19.3.5	設立登記	H19.3.22
	地 区	八幡平市	組合員	5 人
	事 業	・廃棄物収集運搬の共同受注 ・用品の共同購買		

【会 員 動 向】

盛岡中央工業団地(協)	盛岡中央工業団地合同入社式	4 / 7
	盛岡工業団地(協)の組合員企業に今春新たに入社した新入社員を迎える恒例の合同入社式が南部会館サザンパレスで盛会に行われた。今期は 29 名の新入社員が入社した。	

平成 19 年度全国中央会助成事業の決定

2月に募集いたしました、平成19年度中小企業組合等活路開拓事業並びに組合等自主研修事業、組合等情報ネットワークシステム等開発事業及びの助成組合が下記の通り決定いたしました。

事 業	対象組合	テ ー マ
活路開拓事業	協同組合江釣子ショッピングセンター	地域共生型ライフスタイルセンターモデルの研究とリニューアル構想策定
	岩手県総合建設業協同組合	木材の難燃化塗布材に関する調査研究
	岩手県南リサイクル協同組合	エネルギー環境問題
自主研修事業	岩手県南生コン業協同組合	コンクリート主任技師養成講座
	協同組合産直センターひがしやま	新製品の開発
	協同組合宮古ファーマシー	医療提供施設及び薬局機能評価対応研修会
	盛岡駅前商店街振興組合	中心商店街活性化を考える
	岩手県管工事業協同組合連合会	経営者セミナー
情報ネットワークシステム等開発事業	協同組合宮古市魚菜市场	販売促進策の確立及び店舗リニューアル計画策定
	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合	組合員旅館ホテルのウェブサイト CMS 化による地域観光情報統合ネットワーク化システムの開発及び普及
Web 構築支援事業	いわてコレクション実行委員会	地場素材の地域ブランド化
	花巻市末広町商店街振興組合	ブログシステムによる商店街コミュニティの構築
	岩手県素材流通協同組合	インターネットを活用した情報公開構築事業

第1四半期官公需発注情報

【発注部署】

独立行政法人緑資源機構 東北北海道整備局 盛岡事務所

入札方式：一般競争入札方式

工事名	農用地総合整備事業 19下閉 農用道2号トンネル他工事		
施行場所	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	工事種別	土木工事1式
工事概要	農業用道路 トンネル工 延長1,463m	工期	約28ヶ月
工事名	農用地総合整備事業 19下閉 農用道岩泉工区その1工事		
施行場所	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	工事種別	土木工事1式
工事概要	農業用道路 L=0.3km	工期	約10ヶ月
工事名	農用地総合整備事業 19下閉 農用道岩泉工区その2工事		
施行場所	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	工事種別	土木工事1式
工事概要	農業用道路 L=0.4km	工期	約7ヶ月
工事名	農用地総合整備事業 19下閉 農用道岩泉工区その3工事		
施行場所	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	工事種別	土木工事1式
工事概要	農業用道路 L=0.3km	工期	約7ヶ月

～ 岩手県中小企業青年中央会30周年記念式典開催のお知らせ～

岩手県中小企業青年中央会は、昭和52年2月「岩手県中小企業団体青年中央会」として創立し、今年創立30周年を迎えます。

青年中央会では、創立30周年を記念し、これまで歩んできた歴史と変遷を振り替えるとともに、今後の更なる活動内容の充実を図るため、「岩手県中小企業青年中央会創立30周年記念式典」を下記の日程にて開催する予定で準備を進めております。

正式なご案内は後日改めていたしますが、万障お繰り合わせの上ご来場賜りますようご案内申し上げます。

と き：7月6日（金）

と ころ：ホテル大観（盛岡市繁字湯の館（つなぎ温泉）37-1）

～ 組合研究集会事業のご案内～

小企業者組合が、新事業展開、組織強化等を行うために研修会等を開催するための費用の一部を助成します。詳細は、本会連携支援部までお問い合わせ下さい。

助 成 金 額：補助対象経費の2/3で100,000円を限度。

補助対象経費：専門家謝金・専門家旅費・会場借料・資料費・通信運搬費・消耗品費

主要日誌（4月1日～4月30日）中央会事業及び関係機関・団体行事への出席

中央会主催事業

4/10 第1回理事会

4/24 第52回通常総会

関係機関・団体主催行事への出席等

4/3 盛岡テクノパーク協同組合地鎮祭

4/7 盛岡中央工業団地協同組合合同入社式

4/20 再生支援協議会全体会議

4/24 花巻・大連間チャーター便運航会議

4/25 岩手子育て女性の就職支援協議会

4/27 産学官連携連絡会議及び工業術センター成果発表会

宮古市産業支援センター設立記念フォーラム

貸付審査委員会